事　　務　　連　　絡
令 和 ４ 年 ２ 月 ２ 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染拡大下における産業廃棄物の処理体制の維持について
（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省により令和４年１月28日付けで「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和４年１月５日）が改正され、同日にその旨を周知するよう内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり事務連絡が発出されました。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

つきましては、産業廃棄物の処理体制が維持され、産業廃棄物の適正かつ円滑な処理に遺漏なきよう改めてお願いするとともに、必要に応じて、衛生主管部局とも連携の上で、下記に基づく対応を御検討いただくよう併せてお願いいたします。

記

第一　社会機能維持者における待機期間の見直しについて

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の改正に伴い、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から７日間とし、８日目に待機を解除すること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について 、各自治体の判断により、待機期間の７日を待たずに、４日目及び５日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、５日目に待機を解除する取扱を実施できること等が示されています。

第二　廃棄物処理事業継続計画の策定及び円滑な産業廃棄物処理体制の確保について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、

適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン[i]」を参照いただきつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画を策定するよう、産業廃棄物処理業者に対する周知徹底を改めてお願いいたします。

また、円滑な産業廃棄物処理体制の確保に向けて、以下の通知に示した各種対策について必要な検討を行うとともに、貴管内産業廃棄物処理業者及び排出事業者への必要な事項の周知をお願いいたします。

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）[ii]」（令和２年４月17日付け環循規発第2004171号環境省環境再生・資源循環局長通知）
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）[iii]」（令和２年５月１日付け環循適発第2005013号・環循規発第2005011号環境省環境再生・資源循環局長通知）
  （「四　廃棄物処理に関する適正かつ円滑な処理体制の確保について」のうち、特に「４　関係主体との連携協力による適正かつ円滑な産業廃棄物処理の推進」）

第三　クラスター等発生時における環境省への情報提供について

令和３年７月12日付けの事務連絡等においてお願いしましたとおり、産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には都道府県・政令市から廃棄物規制課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くこと、ワクチン接種の廃棄物、その他の感染性廃棄物及び宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物について、都道府県を越える広域的な処理の調整が必要な場合や、適正かつ円滑な処理に支障が生じる又はそのおそれが予見される場合においても、環境省に前広に御相談、情報共有等を頂くことについても、引き続き御対応をお願いいたします。

---

[i] 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf

[ii] 新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）（令和２年４月 17 日付け）
http://www.env.go.jp/recycle/200417.pdf

[iii] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）（令和２年５月１日付け）
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf